

令和 5 年 第 1 回

茅ヶ崎市議会定例会議会議案資料

令和 5 年 3 月 2 0 日

目 次

議会議案第 1 号関係	-----	1
議会議案第 2 号関係	-----	5
議会議案第 3 号関係	-----	8

茅ヶ崎市議会基本条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎市議会基本条例第 27 条の規定に基づき実施した検証の結果を踏まえ、規定を改めるため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項

3 条例の概要

- (1) 議員は、主権を有する市民の代表として、良識ある活動及び行動に努めることとした。（第 6 条関係）
- (2) 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、市民に選出過程を明らかにするため、それぞれの職を志願する者に対して、所信を表明する機会を設けることとした。（第 10 条関係）
- (3) 所要の規定を整備することとした。（目次、第 11 条から第 28 条まで関係）
- (4) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 市民と議会との関係（第8条～<u>第11条</u>）</p> <p>第4章 議会と市長等との関係（<u>第12条～第14条</u>）</p> <p>第5章 自由討議（<u>第15条・第16条</u>）</p> <p>第6章 委員会の活動（<u>第17条</u>）</p> <p>第7章 政務活動費（<u>第18条</u>）</p> <p>第8章 議会及び議会事務局の体制整備（<u>第19条～第24条</u>）</p> <p>第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬（<u>第25条～第27条</u>）</p> <p>第10章 条例の検証及び見直し（<u>第28条</u>）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 議会及び議員の活動原則 （議会の活動原則）</p> <p>第4条 略 （災害時の対応）</p> <p>第5条 略 （議員の活動原則）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 ） 略</p> <p>4</p> <p><u>5 議員は、主権を有する市民の代表として、良識ある活動及び行動に努めるものとする。</u> （会派）</p> <p>第7条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第3章 市民と議会との関係 （市民参加）</p> <p>第8条 略 （会議の公開）</p> <p>第9条 略 （正副議長選挙における所信表明会）</p> <p><u>第10条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、市民に選出過程を明らかにするため、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。</u> （説明責任等）</p> <p>第11条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第4章 議会と市長等との関係 （議会と市長等との関係）</p> <p>第12条 略</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 市民と議会との関係（第8条～<u>第10条</u>）</p> <p>第4章 議会と市長等との関係（<u>第11条～第13条</u>）</p> <p>第5章 自由討議（<u>第14条・第15条</u>）</p> <p>第6章 委員会の活動（<u>第16条</u>）</p> <p>第7章 政務活動費（<u>第17条</u>）</p> <p>第8章 議会及び議会事務局の体制整備（<u>第18条～第23条</u>）</p> <p>第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬（<u>第24条～第26条</u>）</p> <p>第10章 条例の検証及び見直し（<u>第27条</u>）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 議会及び議員の活動原則 （議会の活動原則）</p> <p>第4条 略 （災害時の対応）</p> <p>第5条 略 （議員の活動原則）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 ） 略</p> <p>4</p> <p>（会派）</p> <p>第7条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第3章 市民と議会との関係 （市民参加）</p> <p>第8条 略 （会議の公開）</p> <p>第9条 略</p> <p>（説明責任等）</p> <p>第10条 略</p> <p style="padding-left: 2em;">第4章 議会と市長等との関係 （議会と市長等との関係）</p> <p>第11条 略</p>

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第13条 略

(一問一答方式等)

第14条 略

第5章 自由討議

(自由討議)

第15条 略

(政策討議)

第16条 略

第6章 委員会の活動

第17条 略

第7章 政務活動費

第18条 略

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修)

第19条 略

(議会事務局)

第20条 略

(議会図書室)

第21条 略

(予算の確保)

第22条 略

(広報広聴の充実)

第23条 議会は、第11条第1項の責務を果たすとともに、市政及び議会活動についての市民の関心を高めるため、多様な手段を活用し、広報の充実を図るものとする。

2 略

(専門的識見の活用)

第24条 略

第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

(議員の政治倫理)

第25条 略

(議員定数の改定)

第26条 略

(議員報酬の改定)

第27条 略

第10章 条例の検証及び見直し

第28条 略

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第12条 略

(一問一答方式等)

第13条 略

第5章 自由討議

(自由討議)

第14条 略

(政策討議)

第15条 略

第6章 委員会の活動

第16条 略

第7章 政務活動費

第17条 略

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修)

第18条 略

(議会事務局)

第19条 略

(議会図書室)

第20条 略

(予算の確保)

第21条 略

(広報広聴の充実)

第22条 議会は、第10条第1項の責務を果たすとともに、市政及び議会活動についての市民の関心を高めるため、多様な手段を活用し、広報の充実を図るものとする。

2 略

(専門的識見の活用)

第23条 略

第9章 議員の政治倫理、定数及び議員報酬

(議員の政治倫理)

第24条 略

(議員定数の改定)

第25条 略

(議員報酬の改定)

第26条 略

第10章 条例の検証及び見直し

第27条 略

茅ヶ崎市議会基本条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

本庁機関に置かれる部及び課の名称の変更に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 1 項及び第 9 項

3 条例の概要

- (1) 所要の規定を整備することとした。（第 3 条関係）
- (2) この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(常任委員会の名称、委員定数、所管事項等)</p> <p>第3条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>総務常任委員会 7人</p> <p>(1) <u>経営総務部</u>の所管に関する事項</p> <p>(2) <u>企画政策部</u>の所管に関する事項</p> <p>(3) <u>くらし安心部</u>の所管に関する事項</p> <p>(4) <u>市民部</u>の所管に関する事項</p> <p>(5) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>文化教育常任委員会 7人</p> <p>(1) <u>文化スポーツ部</u>の所管に関する事項</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 福祉事務所(こども政策課、こども育成相談課及び保育課に限る。)の所管に関する事項</p> <p>(4) 略</p> <p>環境厚生常任委員会 7人</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 福祉事務所(<u>地域福祉課</u>、生活支援課、障がい福祉課及び<u>高齢福祉課</u>)に限る。)の所管に関する事項</p> <p>(3) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数、所管事項等)</p> <p>第3条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>総務常任委員会 7人</p> <p>(1) <u>総務部</u>の所管に関する事項</p> <p>(2) <u>企画部</u>の所管に関する事項</p> <p>(3) <u>財務部</u>の所管に関する事項</p> <p>(4) <u>市民安全部</u>の所管に関する事項</p> <p>(5) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>文化教育常任委員会 7人</p> <p>(1) <u>文化生涯学習部</u>の所管に関する事項</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 福祉事務所(子育て支援課、こども育成相談課及び保育課に限る。)の所管に関する事項</p> <p>(4) 略</p> <p>環境厚生常任委員会 7人</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 福祉事務所(<u>福祉政策課</u>、生活支援課、障がい福祉課及び<u>高齢福祉介護課</u>)に限る。)の所管に関する事項</p> <p>(3) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>

茅ヶ崎市議会委員会条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第九十九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

- ② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
- ③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
 - 一 議会の運営に関する事項
 - 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - 三 議長の諮問に関する事項
- ④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
- ⑤ 第百十五条の二の規定は、委員会について準用する。
- ⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
- ⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。
- ⑧ 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
- ⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

茅ヶ崎市議会だより発行規程の一部を改正する告示について

1 提案の理由

茅ヶ崎市議会基本条例の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 告示の概要

- (1) 引用条項を改めることとした。(第1条関係)
- (2) この告示は、公表の日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会だより発行規程の一部を改正する告示新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨) 第1条 この告示は、茅ヶ崎市議会基本条例（平成23年茅ヶ崎市条例第1号）<u>第23条</u>の規定の趣旨にのっとり、広報の一環として茅ヶ崎市議会だより（以下「議会だより」という。）を発行することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この告示は、茅ヶ崎市議会基本条例（平成23年茅ヶ崎市条例第1号）<u>第22条</u>の規定の趣旨にのっとり、広報の一環として茅ヶ崎市議会だより（以下「議会だより」という。）を発行することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>